

くらしの情報誌

がじまる

2013

春号

平成25年5月1日

No.370

発行/沖縄県県民生活センター
電話 (098) 863-9212
〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号
沖縄県三重城合同庁舎4階

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県県民生活課のホームページでもご覧いただけます。

◆毎年5月は消費者月間

今年度の統一テーマは

「学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～」

消費者月間は「消費者基本法（改正前は「消費者保護基本法）」の施行20周年を記念して昭和63年から始まったもので、消費者・事業者・行政が一体となって消費者間に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

県では今年度、以下の事業を実施します。

① 講座

日時：5月18日（土） 14:00～15:30 ※定員30名（当日先着順）

場所：県立図書館（3階研修室）

※駐車場に限りがあります。出来るだけ公共交通機関をご利用ください。

テーマ：「消費者トラブルの現状 ～こういう風にだまされる～」

意外にも、こんな身近で消費者トラブルは起きています。消費者被害・事故に遭わないよう、自ら進んで知識を習得してみませんか？

講師：県民生活センター相談員（NPO 法人消費者センター沖縄）

② パネル展

日時：5月8日（水）～20日（月） 9:00～19:00（土日は9:00～17:00 火曜日休館）

場所：県立図書館エントランスホール

◆「消費生活相談の事例と40年の変遷」を発行しました。

県民生活センターホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/kemminseikatsu_center/index.html

◆訪問購入に関するルールの変更について

訪問販売等の商取引を規制している「特定商取引に関する法律」の一部が改正され平成25年2月21日から施行されました。この改正により自宅での買取（訪問購入）のルールが次のとおり変わります。



1 悪質な勧誘の禁止

訪問購入での飛び込みの勧誘はできなくなりました。また、消費者から査定の依頼があっても査定を超えた勧誘行為は禁止となります。

2 書面の交付

事業者は、売主に対し、物品の種類、購入価格、引渡しの時期、クーリング・オフ制度等について記載した書面の交付義務があります。

3 物品の引渡しの拒絶

クーリングオフ期間中は、売主は物品の引渡しを拒絶し、手元においておくことができます。また、事業者は、売主に対し物品を手元においておくことが可能であることを告知することが義務づけられました。

なお、事業者は、売主から物品の引渡しを受けるため、迷惑をかけるような方法で引渡しをさせることが禁止となっています。

4 クーリングオフについて

2の書面交付から8日以内であれば無条件に契約の解除が可能です。クーリングオフ期間中に事業者が、第三者に引き渡した場合、事業者は売主にその情報を書面で通知することになっています。

※ただし、次の物品の取引形態は、今回の規制の対象とはなりませんのでご注意願います。

自家用車、家電（携行が容易なもの除く。）、家具、本、有価証券、CDやDVD等

消費生活相談事例

『頼んでもいないのに・・・』



相談事例

- ①: 「以前お申込みいただいた健康食品が準備できました。代金引換配達で送るので6万円を払って受け取ってください」と突然電話がかかってきた。まったく覚えがないのに「あなたの声で電話注文を受けている。引き取らなければ運送代や梱包代を請求する」と言われた。
- ②: 趣味でやっている俳句が新聞に掲載された。すると、「才能があるので、大手新聞社にも掲載しないか」と業者から電話で勧められたので、考えさせてほしいと返事をしたが、しばらくして25万円の掲載申込書が送付されてきた。承諾したつもりもないし、また料金がかかるということも聞いていないがどうしたらいいか。

アドバイス

最近、注文してもいないのに、業者から「申し込んだのだから払え」という電話がかかってきたという相談が増えています。押し切られて商品の購入を承諾してしまった高齢者の例もあります。

事例①のように商品を送ると電話があった場合、申し込んだ覚えがなく、購入するつもりがなければきっぱりと断ってください。断ったにもかかわらず一方的に商品を送りつけられた場合、受け取り拒否してください。代金引換配達でいったん支払ってしまうと取り戻すことが難しくなります。断りきれずに、商品購入を承諾し商品が届いた場合は、法定書面（クーリングオフのことが記載されているもの）を受け取ってから8日間は、消費者から一方的に契約を解除するクーリングオフができます。

事例②も同様で、承諾していないのに請求書が届いても、契約は成立していないので支払う必要はありません。

ご相談ください

不審に思ったり、万一トラブルにあった場合は、沖縄県県民生活センターや最寄りの消費生活相談窓口までご相談ください。

◆消費生活のご相談・お問い合わせは、下記の相談窓口へ
受付時間 月曜日～金曜日 9時～12時、
13時～16時
(土・日・祝日は休みです)

- ・県民生活センター 消費生活相談室 ☎ 098-863-9214
- ・県民生活センター(宮古分室) ☎ 0980-72-0199
- ・県民生活センター(八重山分室) ☎ 0980-82-1289

相談は
無料です

◆県（県民生活課）からのお知らせ

「消費者行政に関する県民意識調査」について

県では、県民の消費者行政に係る意識や実態を把握し、効果的な施策の推進や今後の施策立案の参考とすることを目的として「消費者行政に関する県民意識調査」を実施しました。（調査対象：県内市町村に在住の18歳以上の男女3,700人）

県では、この調査結果を踏まえ、今後、消費生活の安定及び向上に向けた取組を推進してまいります。調査結果につきましては、県民生活課のホームページや県行政情報センターでご覧いただけます。

●県民生活課 URL

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/kemminseikatsu/index.html>

◆沖縄県金融広報委員会からのお知らせ

沖縄県金融広報委員会は、沖縄県、日本銀行那覇支店、沖縄総合事務局、沖縄県教育委員会、金融機関、報道機関、民間団体等によって構成されている団体です。

沖縄県金融広報委員会では、中立・公正な立場から暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動・学習支援を行なっています。

(活動内容)

①金融広報アドバイザーの無料派遣

沖縄県金融広報委員会では、公民館を始め地域の自治会、学校、PTA、サークルなど一般県民を対象とした地域の講演会や学習会に『金融広報アドバイザー』を講師として派遣いたします。講師の謝礼、交通費は無料ですので、事務局までお気軽にお問合せください。

講座内容	生活設計関係／金融経済関係／金融・金銭教育／消費者問題関係
実施時間等	1回あたり1時間～2時間程度 実施期間は相談に応じます。
参加人数	10名以上
申込期間	開催日の1ヶ月前～2週間前

②各種講演会の開催

- ・親子マネー教室（7月下旬予定） 金融・経済講演会（10月下旬予定）
※開催予定日の概ね2ヶ月前にホームページや、新聞でお知らせします。

③刊行物・資料の提供、ビデオの貸し出し。

- ・暮らしに役立つ資料・刊行物、沖縄県金融広報委員会の活動紹介パンフレットの提供。
- ・経済・金融、金融教育、生活設計などをテーマとしてビデオ等の無料貸出し。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（事務局：沖縄県環境生活部県民生活課内）
TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789
ホームページ <http://www.okinawa-kinkoui.com/>